

富田林市条例第 号

富田林市こどもの権利条例（素案）

目次

前文

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 こどもの権利（第4条）

第3章 こどもの権利を保障するための責務および役割（第5条—第9条）

第4章 こどもの権利を保障するまちづくりの推進（第10条—第14条）

第5章 こどもの権利の擁護および救済（第15条—第16条）

第6章 条例の推進（第17条—第19条）

第7章 雑則（第20条）

附則

（こどもの思い）

私たちこどもは、自分の意見や思いを受け止めてもらえたらうれしいな。

そして、私たちはこんな思いがかなうまちにしたいです。

- ・命が守られ、自分らしく成長したい。
- ・意見や思いを受け止めて向き合ってほしい。間違っているけど、ただ否定するのではなく、理由もちゃんと聞いてほしい。おたがいの意見を交換して、おとなの意見もしっかりと聞きたい。
- ・自分のペースで学びたい。
- ・学校や地域で、気持ちよくすごしたい。
- ・安心して安全に遊んだり、楽しんだり、休んだり、喜んだり、学んだり、経験したい。
- ・いじめや暴力、差別、虐待、ひいき、くらしの差がない、私たちにとって過ごしやすい社会になってほしい。
- ・得意なことを活かしたり、リラックスできたり、友達といっしょにいられるような安心できる居場所がほしい。

（おとなへのメッセージ）

おとなのみなさん、私たちこどもをいつも見守ってくれてありがとう。

私たちは、幸せにすごすために、おとなのみなさんにこのようなことを約束してほしいです。

- ・私たちは、色々な個性を持っています。どんなこどもも受け入れ、認めてほしいです。
- ・私たちは、おとなと同じように自分で考えることや意見を伝えることができます。

す。でも、考える時間はください。そして、おとなは意見を聞いてそれをつこり笑顔で受け止めてほしいです。全部じゃなくていいです。でも、大事なことは聞いてほしいです。そして、ダメなときは理由も教えてください。

- ・私たちが、分かりやすく、楽しめる学習や教育を受けたり、気持ちよく生活したりする環境をつくってください。学校じゃなくても学びやすい環境をつくってほしいです。
- ・私たちには、好きなことをしたり、一人でゆっくりしたりする時間も必要ということを知ってほしいです。おとなだけじゃなく子どももみんな一緒だと思います。
- ・私たちが、どんな道を選んでも、認めて、一人ひとりに合わせた応援をしてほしいです。失敗しても私たちにとっては宝物です。
- ・私たちにいじめや差別、虐待などしないでほしいです。そして、つらいとき、困ったときのサインを見落とさないで助けてください。
- ・おとなのみなさんが考えてやってくれたことを、私たちにも分かるように教えてほしいです。
- ・私たちみんなに子どもの権利があります。すべての人に子どもの権利を知ってほしいです。子どもだけやおとなだけではなく、どちらにも関係する大切なことです。
- ・おとなの時代と子どもの時代はちがいます。意見をおしつけしないで、子どもにとって、最もよいことを一緒に考えてください。

(市やおとなの決意)

この条例は、「子どもの声を聴く取組」を通じて、子どもと一緒に作りました。子どもが語ってくれた思いや願いは、かけがえのない宝物です。私たち市やおとなは、この貴重な声を胸に刻み、子どもとともに歩む決意をします。

すべての子どもは、今を生きる権利の主体であり、地域社会の一員です。一人ひとりがあるのままの自分で、自分らしく生きることができる大切な存在です。

私たち市やおとなは、子どもの権利を保障するために、このようなことを約束します。

- ・どのような理由でも差別されることなく、安心して生き、育つことができる環境をつくれます。
- ・子どもの意見、考え、気持ち等を真摯に聴き、尊重します。
- ・子どもの権利を理解し、子どもの最善の利益を第一に考えます。
- ・子どもが困ったときに、安心して相談できるようにします。
- ・一人ひとりの子どもの個性を大切にします。
- ・まち全体で子どもを見守り、支援します。

ここに、日本国憲法、子どもの権利条約および子ども基本法に基づき、子ども

とともに、まち全体でこどもの権利を保障するまちづくりを推進し、今と未来のすべてのこどもが、権利の主体として尊重され、自分らしく、安心して、幸せに生きることができるまちを実現することをめざし、この条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、今と未来のすべてのこどものために、こどもとともに、**すべての人がお互いの権利を尊重し合いながら**、まち全体でこどもの権利を保障するまちづくりを推進することにより、こどもが権利の主体として尊重され、自分らしく、安心して、幸せに生きることができるまちを実現することを目的とします。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。

- (1) こども 市内に居住し、通学し、もしくは通勤する者、市内で活動する者のうち18歳未満の者またはこれらの者と等しく権利を認められることが適当な者をいいます。
- (2) 保護者 親または里親その他の親に代わりこどもを養育する者をいいます。
- (3) 市民等 次に掲げる者をいいます。
 - ア 市内に居住し、通学し、または通勤する者
 - イ 市内で事業を営む個人、法人または団体（以下「事業者」といいます。）
 - ウ 市内で活動を行う個人、法人または団体
- (4) 育ち学ぶ施設等 市内にある保育所、幼稚園、認定こども園、学校その他のこどもが育ち、学び、活動するために利用する施設を運営し、または市内でこどもが育ち、学ぶための活動を行う個人、法人もしくは団体をいいます。

(基本理念)

第3条 こどもの権利の保障は、次に定める考え方を基本理念とします。

- (1) こどもは、権利の主体であり、どのような理由でも差別されずに、ありのままの自分で自分らしく生きることができること。
- (2) こどもは、安心して生き、育つことができること。
- (3) こどもは、自分の意見、考え、気持ち等（以下「意見等」といいます。）を聴かれ、表明することができ、その意見等が尊重されること。
- (4) こどもは、こどもの権利を理解され、尊重され、こどもにとって最善の利益を第一に考えられること。

第2章 こどもの権利

(こどもの権利の保障)

第4条 こどもは、日本国憲法、児童の権利に関する条約（平成6年条約第2号。以下「子どもの権利条約」といいます。）およびこども基本法（令和4年法律第77号）に基づき、権利の主体として、すべてのこどもの権利が保障されます。

2 次に掲げるこどもの権利の保障に、まち全体で重点的に取り組みます。

- (1) どのような理由でも差別されない権利
- (2) あらゆる暴力から守られる権利
- (3) 自分の意見等を聴かれ、表明し、その意見等が尊重される権利
- (4) 自分に関わることに参加する権利
- (5) 安心して生き、育つ権利
- (6) ありのままの自分で生きる権利
- (7) 社会とつながり、ともに生きる権利
- (8) 休む・遊ぶ権利
- (9) 学ぶ権利
- (10) 相談する権利
- (11) 必要な支援を受ける権利

第3章 こどもの権利を保障するための責務および役割

(共通の責務)

第5条 市、保護者、市民等および育ち学ぶ施設等は、こどもの権利を**知り**、理解し、尊重し、保障します。

2 市、保護者、市民等および育ち学ぶ施設等は、こどもに意見等を聴き、こどもの年齢、発達および状況に応じて、こどもの意見等を尊重し、こどもにとって最善の利益を第一に考えます。

3 すべての人は、こどもに、いじめ、差別、虐待、体罰、不適切な指導、性暴力、経済的搾取その他あらゆるこどもの権利侵害（以下「こどもの権利侵害」といいます。）を行ってははいけません。

4 市、保護者、市民等および育ち学ぶ施設等は、こどもが安心して生き、育つことができるよう、まち全体でこどもを見守り、支援します。

(市の責務)

第6条 市は、こどもに関する施策を総合的に実施し、保護者、市民等および育ち学ぶ施設等と協力および連携し、こどもの権利を保障するまちづくりを推進する責務を有します。

2 市は、関係機関と協力し、こどもの権利侵害を防止および救済します。

3 市は、保護者、市民等および育ち学ぶ施設等がそれぞれの役割を果たすことができるよう、必要な支援を行います。

(保護者の役割)

第7条 保護者は、こどもの養育について第一義的責任があることを踏まえ、こどもの権利を理解し、尊重し、こどもにとって最善の利益を第一に考え、こどもが安心して生きることができる環境をこどもとともに育んでいきます。

2 保護者は、こどもの養育、子育てまたは家庭に関する悩み、困りごと等について、市、育ち学ぶ施設等および関係機関に相談し、または支援を求めることができます。

3 保護者は、市、市民等および育ち学ぶ施設等と連携し、こどもの権利を保障するまちづくりをともに考え、協力していきます。

(市民等の役割)

第8条 市民等は、こどもの権利を保障するまちづくりの推進に協力するよう努めます。

2 事業者は、その従業員が仕事と子育てを両立し、こどもの権利を保障することができる環境の確保に努めます。

(育ち学ぶ施設等の役割)

第9条 育ち学ぶ施設等は、学び、体験、遊び等を通じて、こどもが自分らしく、安心して生き、育つことができる環境および機会を確保します。

2 育ち学ぶ施設等は、市、保護者および市民等と協力および連携し、こどもの権利を保障するまちづくりを推進します。

3 育ち学ぶ施設等は、関係機関と協力し、こどもの権利侵害を防止および救済します。

第4章 こどもの権利を保障するまちづくりの推進

(こどもの権利の周知および啓発)

第10条 こどもは、子どもの権利条約およびこの条例について、知ることができます。

2 市は、こども、保護者、市民等、育ち学ぶ施設等および市の職員が、こどもの権利について理解と関心を深めることができるよう、子どもの権利条約およびこの条例の積極的な周知および啓発を行います。

3 市は、こどもがこどもの権利を学ぶ多様な機会を設けます。

4 市は、保護者、市民等、育ち学ぶ施設等および市の職員が、こどもの権利を知る多様な機会を設けます。

5 市は、こども、保護者、市民等および育ち学ぶ施設等が、こどもの権利について理解と関心を深めることができるよう、富田林市こどもの権利の日を定めます。

6 富田林市こどもの権利の日は、11月20日とします。

(こどもの権利侵害の防止および救済)

第11条 こどもは、こどもの権利侵害を受けたとき、または受けるおそれがあるときは、必要な支援を受けることができます。

2 市、保護者、市民等および育ち学ぶ施設等は、こどもの権利侵害の防止および早期発見に努めます。

3 市および育ち学ぶ施設等は、こどもの権利侵害を受けたこどもを適切かつ迅速に救済するため、関係機関と連携し、必要な支援を行います。

4 市および育ち学ぶ施設等は、その職員等に対し、前項の支援を行うために必要な知識を学ぶ機会を設けます。

(こどもの意見表明および参加)

第12条 こどもは、自由に自分の意見等を表明することができ、自分に関わることに参加することができます。

2 こどもは、意見等を表明するために、必要な情報を得たり、意見等を形成するための支援を受けたりすることができます。

3 市、保護者、市民等および育ち学ぶ施設等は、こどもに意見等の表明を強要し、または表明したことによる不利益な取扱いをしてはいけません。

4 市は、こどもに関することについて、こどもが意見等を表明できる機会を設けます。

5 市は、こどもに関する施策の立案、実施結果の評価等を行うときは、こどもに意見等を聴き、こどもが意見等を表明し、または参加できる機会を設けます。

6 市は、前項の機会を設けるときは、こどもの年齢、発達および状況に配慮した多様な手法を用います。

7 市は、こどもの意見等を尊重し、こどもに関する施策等に反映するよう努めます。

8 市は、こどもの意見等に対し、こどもにフィードバックする機会を設けます。

9 保護者、市民等および育ち学ぶ施設等は、こどもに関することについて、こどもが意見等を表明できる機会を設けるよう努めます。

(こどもの相談)

第13条 こどもは、悩み、困りごと、意見等について、気軽に相談することができます。

2 市は、こども自身が気軽に安心して相談できる機会を設けます。

3 市、保護者、市民等および育ち学ぶ施設等は、こどもが気軽に安心して相談できる環境づくりに努めます。

4 こどもからの相談を受けた者は、こどもの権利の擁護または救済に必要な場合を除き、その相談に関する秘密を守らなければなりません。

(こどもの権利を保障する施策の推進)

第14条 市は、すべてのこどもがだれ一人取り残されることなく、その権利が

守られ、社会から孤立することのないよう、こどもの貧困の防止と解消に向けた取組を推進します。

- 2 市は、こどもが楽しく遊んだり、休んだり、勉強したりし、安心して自分らしくいられる多様な居場所づくりを推進します。
- 3 市は、こども一人ひとりの心身の状況、置かれている環境等に応じて、こどもが望む形で学ぶことができる多様な環境づくりを推進します。
- 4 市は、こどもの置かれた状況に応じて、一人ひとりに合わせた支援を行います。
- 5 市は、保護者がこどもの権利を保障することができるよう、それぞれの家庭等の状況に応じた支援を行います。
- 6 市は、こどもの権利の保障について、市民等および育ち学ぶ施設等と協力するとともに、こどもの権利を保障するための活動を支援します。

第5章 こどもの権利の擁護および救済

(富田林市こどもの権利擁護委員会の設置)

第15条 こどもの権利の擁護、侵害の防止および侵害に対する救済のために、市長の附属機関として、富田林市こどもの権利擁護委員会（以下「擁護委員会」といいます。）を設置します。

- 2 擁護委員会は、第3条に基づき、こどもの権利の擁護、侵害の防止および侵害に対する救済について、次に掲げる職務を行います。
 - (1) 相談に応じ、必要な支援をすること。
 - (2) 申立てまたは自らの判断により、調査または調整を行うこと。
 - (3) 前号の調査または調整の結果、擁護委員会が必要と認めるときは、関係者に勧告、意見表明または要請を行うこと。
 - (4) 制度の改善等、市に意見を述べること。
 - (5) こどもの権利および擁護委員会について、周知および啓発を行うこと。
- 3 擁護委員会は、委員3人以内で組織します。
- 4 委員は、次の要件を満たす者のうちから、市長が委嘱します。
 - (1) こどもの権利に関し識見を有すること。
 - (2) 第2項各号に掲げる擁護委員会の職務（以下「擁護委員会の職務」といいます。）の遂行について、利害関係がないこと。
- 5 委員の任期は、委嘱の日から3年とし、再任を妨げません。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とします。
- 6 市長は、委員が心身の故障のために職務を行うことができないと認めるとき、または委員に職務上の義務違反その他委員としてふさわしくない非行があると認めるときは、これを解嘱することができます。
- 7 委員は、擁護委員会の職務の遂行にあたり、次に掲げる事項を遵守しなけれ

ばなりません。

- (1) こどもの権利の擁護者として、こどもに意見等を聴き、こどもの最善の利益を図るよう努めること。
- (2) 関係機関および関係者と連携を図り、職務の円滑な遂行に努めること。
- (3) 職務上知り得た秘密を漏らさないこと。委員の職を離れた後も同様とします。

8 擁護委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定めます。

9 委員長は、会務を総理し、擁護委員会を代表します。

10 委員長に事故があるとき、または委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指定する委員がその職務を代理します。

11 市は、擁護委員会の独立性を尊重しなければなりません。

12 市は、擁護委員会の職務の遂行について、積極的に協力しなければなりません。

13 保護者、市民等および育ち学ぶ施設等は、擁護委員会の職務の遂行について、積極的に協力するよう努めます。

14 市は、擁護委員会から第2項第3号または第4号の規定による勧告等を受けた場合は、これを尊重し、必要な措置をとります。

15 擁護委員会は、毎年、活動状況等を市民等および市長に報告し、市長は、それらを公表します。

(相談・調査専門員)

第16条 市長は、擁護委員会の職務の円滑な遂行のために、こどもの権利に係る相談・調査専門員(次項において「相談・調査専門員」といいます。)を置きます。

2 相談・調査専門員は、擁護委員会と緊密に連携し、擁護委員会の職務を支援します。

第6章 条例の推進

(計画)

第17条 市は、こどもに関する施策を総合的に推進するための計画(以下「こども計画」といいます。)を定めます。

2 こども計画は、こども基本法第10条第2項の規定により策定するこども施策についての計画とします。

3 市は、こども計画の策定にあたり、第12条第5項の規定によりこどもに意見等を聴き、こどもが意見等を表明し、または参加できる機会を設けます。

4 市は、こども計画において、この条例の推進を図るための必要な事項を定めます。

5 市は、この条例を推進するため、定期的に、こどもの状況等について調査を

行い、その結果を公表します。

(評価および検証)

第18条 市は、こども計画の実施の状況を評価および検証します。

2 市は、評価および検証にあたり、富田林市子ども・子育て会議条例（平成25年富田林市条例第29号）に基づく富田林市子ども・子育て会議に諮り、意見を聴きます。

3 市は、評価および検証にあたり、第12条第5項の規定によりこどもに意見等を聴き、こどもが意見等を表明し、または参加できる機会を設けます。

4 市は、評価および検証の結果について、公表するとともに、必要に応じて改善を行います。

(関係機関との連携ならびに施策および計画との整合)

第19条 市は、こどもの権利を保障するための施策が適切かつ円滑に行われるよう、関係機関と連携します。

2 市は、こどもに関する施策の推進および計画の策定にあたり、こどもの権利が適切かつ円滑に保障されるよう、この条例との整合を図ります。

第7章 雑則

(委任)

第20条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定めます。

附 則

この条例は、令和8年7月1日から施行します。ただし、第5章の規定は、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において規則で定める日から施行します。